



福岡医発第1445号(地)

平成15年11月7日



各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 関原 敬次



平成15年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策
強化月間について

標記の件につきまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、各都道府県知事、政令市市長、特別区区長宛通知がなされ、日本医師会を通じ別添のとおり協力依頼がありました。

本件は、今年度も11月を強化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、その予防に対し取組みの推進が図られるものであります。

なお、昨年度より厚生労働科学研究において、統一した診断基準を作成するための検討が行われており、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群（SIDS）と虐待や窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うとともに必要に応じて保護者に対し、乳幼児の解剖を受けることを勧めてほしい旨の周知依頼がなされておりますことにご留意いただきたいと存じます。

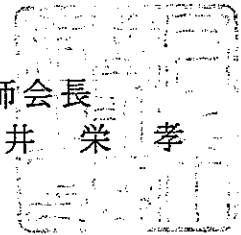
つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご了知いただき、貴会関係各位へのご周知、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



日医発第642号（地Ⅲ185）
平成15年10月29日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄孝



平成15年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、標記の件について、別添のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同省医政局長連名により、各都道府県知事、政令市市長、特別区区長宛通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

平成11年度より11月を乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間として定め、乳幼児突然死症候群（SIDS）の発生の低減に資するための普及啓発活動が実施されてきたところでありますが、平成15年度においても同様に、11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間を強化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、その予防に対し、取組みの推進が図られるものであります。

なお、昨年度より厚生労働科学研究において、統一した診断基準を作成するための検討が行われており、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群（SIDS）と虐待や窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うとともに、必要に応じて保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めてほしい旨の周知依頼が、本会をはじめ各関係団体になされておりますことにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、貴会管下会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



雇児発第1001002号

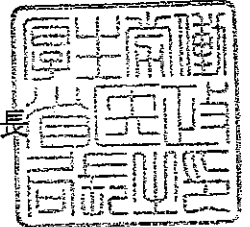
医政発第1001011号

平成15年10月1日

日本医師会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省医政局長



平成15年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間について

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策の推進については、かねてより御高配を賜り深く感謝いたしております。

さて、平成15年度において、来る11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間を、平成15年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間として定め、重点的に普及啓発運動を実施することとし、別紙写しのとおり都道府県知事、政令市市長及び特別区区長あて通知したところであります。

御参考までにお送りしますとともに、貴団体におかれましても、普及啓発運動が効果的に実施されますよう御協力いただきますようお願いいたします。

また、昨年度より厚生労働科学研究においては、統一した診断基準を作成するための検討を行っているところでありますが、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群（SIDS）と虐待や窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うとともに、必要に応じて、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めるよう、会員、関係者等に対し、御周知くださいますようお願い申し上げます。



雇児発第1001002号

医政発第1001011号

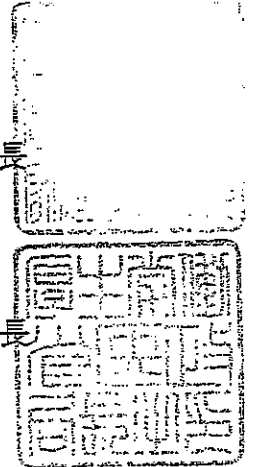
平成15年10月1日

都道府県知事
各 政 令 市 市 長
特 別 区 区 長

」 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省医政局長



平成15年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間について

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策の推進については、かねてより御高配を賜っているところであるが、平成15年度において、別添実施要綱のとおり、来る11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間を、平成15年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間として定め、重点的に普及啓発運動を実施することとしたので、それぞれの地域の特性を勘案の上、関係行政機関、関係団体等と連携し、効果的な推進が図られるよう格段の御配慮をお願いする。

なお、従来から乳幼児突然死症候群（SIDS）予防についての普及・啓発に努めるとともに、本疾患について研究班による研究を実施してきているところであるが、昨年度より厚生労働科学研究においては、統一した診断基準を作成するための検討を行っているところである。

また、日本医師会等の関係団体等に、別紙のとおり依頼したところであり、貴職におかれても、貴管下の関係機関等に周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的助言である。

(別 添)

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱

1 名 称

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間

2 趣 旨

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、これによる乳児死亡が上位を占め、乳幼児突然死症候群（SIDS）発生の低減を図るための対応が強く求められている。

また、乳幼児突然死症候群（SIDS）については、これまでの研究により、「うつ伏せ寝」、「人工栄養哺育」、「保護者等の習慣的喫煙」が乳幼児突然死症候群（SIDS）発生の危険性を相対的に高めるとの結果が得られている。

こうしたことを踏まえ、平成11年度により11月を乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施してきたところであるが、平成15年度においても同様に、11月を対策強化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に関する取組の推進を図るものである。

なお、11月を対策強化月間と定める理由は、12月以降の冬期に乳幼児突然死症候群（SIDS）が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためである。

3 期 日

平成15年11月1日（土）から平成15年11月30日（日）まで。ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとする。

4 主 唱

厚生労働省

5 協 力

別紙のとおり

6 平成15年度における実施方法

（1）厚生労働省

厚生労働省は、関係行政機関、関係団体等と連携し、①うつ伏せ寝、②人工栄養哺育、③保護者等の習慣的喫煙の3つの避けるべき育児習慣等についての全国的な普及啓発活動の推進を図るために、次の取組を行う。

- ・ 平成14年度に作成された普及啓発用ポスター及び普及啓発用リーフレットの原画を厚生労働省ホームページ、健やか親子21ホームページ及び子育てネットに電子媒体形式（PDFファイル等）で掲載し利用。
- ・ 「健やか親子21」において、健やか親子21推進協議会の設置や全国大会の開催等を実施する中で、乳幼児突然死症候群（SIDS）対策についても予防、啓発活動等について着実な実施。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群（SIDS）と虐待や窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うこと、また、必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼。

（2）都道府県、政令市及び特別区

関係行政機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画及び実施計画を作成し、次の例を参考にしながら乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に関する普及啓発活動を推進する。

なお、都道府県においては、市町村を含めた普及啓発活動の展開を図るなど、地域全体が一体となった取組が図られるよう留意する。

<例>

- ①ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布等による啓発活動の実施
 - ・ 厚生労働省がホームページにより配給する普及啓発用ポスターを適宜活用（ダウンロード、独自に加工等）、家庭だけではなく、児童福祉施設や医療機関等に対する啓発活動の実施。
 - ・ 市区町村窓口等において、リーフレットを配布。
- ② 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等の実施
- ③ 妊産婦・乳幼児健診等の機会を利用した子育て中の家庭への呼びかけ

SIDS対策強化月間協力団体一覧

団体名	団体名
乳幼児突然死症候群(SIDS)家族の会	日本赤十字社
(社福)恩賜財団母子愛育会	日本タッチケア研究会
(財)家庭保健生活指導センター	日本保育園保健協議会
(NPO)児童虐待防止協会	(社福)日本保育協会
全国児童相談所長会	日本母性衛生学会
全国市町村保健活動協議会	(社団)日本産婦人科医会
(社福)全国社会福祉協議会	(社団)日本薬剤師会
全国助産師教育協議会	(社団)日本理学療法士協会
全国保健所長会	(財)母子衛生研究会
(社団)全国保健センター連合会	(社団)母子保健推進会議
全国保健師長会	(社団)母子用品指導協会
(NPO)難病のこども支援全国ネットワーク	日本小児歯科学会
(社団)日本医師会	日本周産期・新生児医学会
(社団)日本栄養士会	日本学校保健学会
(社団)日本家族計画協会	日本小児神経学会
(財)日本学校保健会	全国病児保育協議会
(社団)日本看護協会	性と健康を考える女性専門家の会
日本公衆衛生学会	日本外来小児科学会
(社団)日本産科婦人科学会	日本小児期外科系関連学会協議会
(社団)日本歯科医師会	日本母乳哺育学会
日本思春期学会	(社団)日本女医会
日本児童青年精神医学会	日本産業衛生学会
日本周産期学会	日本小児循環器学会
(社団)日本小児科医会	(社団)日本泌尿器科学会
(社団)日本小児科学会	全国母子保健推進員連絡協議会
日本小児看護学会	(財)児童健全育成推進財団
日本小児救急医学会	(財)日本性教育協会
(社団)日本小児保健協会	すくすく子育て研究会
日本助産学会	(財)こども未来財団
(社団)日本助産師会	健康日本21推進フォーラム

上記団体は「健やか親子21」推進協議会の参加団体です。